経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 加算税・延滞税について

適正な申告・納付がされない場合、つぎの加算税と延滞税が課されます。

種類		課税要件	課税割合	減免
①	過少申告加算税	申告税額が過少の場合	増差税額×10%＋ (増差税額－50 万円又は申告税額の多い方)×5%	調査通知以前の修正申告の場合は免除
②	無申告加算税	期限内に申告書を提出しない場合	納付すべき税額×15%＋ （50 万円超の場合、超える税額）×5%	調査通知以前の修正申告・期限後申告の場合は 5%に軽減
③	不納付加算税	源泉徴収税額を納付しない場合	納付すべき税額×10%	納税の告知を予知しない法定納期限後の納付の場合は5%に軽減
④	重加算税	隠ぺい又は仮装(帳簿書類の隠匿・虚偽記載・架空計上等)がある場合	過少申告加算税が課される場合 不納付加算税が課される場合 無申告加算税が課される場合	増差税額×35% 納付すべき税額×35% 納付すべき税額×40%
⑤	延滞税	納期限までに納付(完納)しない場合	未納税額×利率(*)×日数/365 日 *納期限から 2 ヵ月を経過する日まで：2.7%** 納期限の翌日から 2 ヵ月を経過した日以後：9.0%** **2017 年 1 月以降	

＜ 延滞税の計算期間 ＞

期限内申告書の提出後 1 年以上経過して修正申告又は更正があった場合には、法定納期限から 1 年を経過する日の翌日から修正申告又は更正の日までの期間は、延滞税の計算期間から控除されます(＝最長 1 年間の延滞税となります)。ただし「偽りその他不正の行為」に該当する場合、全期間に延滞税が課されます。

お見逃しなく！

① 調査通知以後、更正・決定予知前においては、過少申告加算税は 5%（増差税額－50 万円又は申告税額の多い方については 10%)、無申告加算税は 10%(50 万円超の部分は 15%)となります。

② 過去 5 年間に繰り返して無申告又は仮装・隠ぺいが行われた場合には、加算税の割合が 10%加重されます。

③ 加算税に延滞税が課税されることはありません。

© Grant Thornton Japan. All rights reserved.